

# 石綿総合対策 関係閣僚会議



政府は、2005年12月27日に開かれた関係閣僚会合で健康被害者への救済法案を時期通常国会に提出することや、石綿の代替化を進め、2006年度中に全面禁止措置を講じることなどを盛り込んだ総合対策の内容を決定しました。対策は、下記の3点についてまとめたものです。

- 隙間のない健康被害者の救済
- 今後の被害を未然に防止するための対応
- 国民の有する不安への対応

救済法案では、死亡した被害者の遺族に特別弔慰金など計300万円を、闘病中の患者には医療費の自己負担分と月10万円の療養手当てを給付するとしています。

救済基金創設時の事務費などは当面、政府の今年度補正予算388億円から拠出、事業者からの費用徴収は2007年度に開始、地方公共団体については2006年度以降拠出を求めることとなります。自治体の費用負担は国の4分の1に相当する約100億円。2007年度以降、国は事務費の2分の1を負担します。

事業者負担については、2007年度以降の給付費用分のうち、国及び地方公共団体の拠出を除いた額を徴収します。徴収方法や率については来年度前半に確定します。

アスベスト対策に関連する地方財政法、建築基準法、大気汚染防止法、廃棄物処理法の改正は、一括法として次期通常国会に提出されます。改正法に基づく諸対策費として来年度予算は29億円が計上されました。

当社では、大気・建材等のアスベスト分析を行っております。お気軽にお問い合わせください。

資料：2005年12月28日付 化学工業日報

環境分析箇所 重田郁美

事業内容

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析  | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明   | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定     |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 アスベスト・PCB等の化学分析     |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査    | 8 EU規制物質の化学分析         |

